

## 第4回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年6月17日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年6月17日（水）午前11時29分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
2番 大森 進次君      5番 光成 良充君      9番 原田 素代君  
11番 松田 勲君      13番 福木 京子君      15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 説明のために出席した者  
市 長 友實 武則君      副 市 長 前田 正之君  
副 市 長 川島 明昌君      市民生活部長 作本 直美君  
保健福祉部長 入矢五和夫君      市民課長兼  
協働推進課長 稲生真由美君  
環 境 課 長 大窄 暢毅君      社会福祉課長 原田 光治君  
子育て支援課長 馬場 弘祥君      健康増進課長 石原万輝子君  
介護保険課長 谷名菜穂子君
- 7 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君      主 査 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
  - 1) 議第35号 赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 2) 議第36号 赤磐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
  - 3) 議第39号 令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 4) その他
    - ・事業の進捗状況について
    - ・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第4回厚生常任委員会を開会いたします。

始まる前に、現在、コロナウイルス対策といたしまして出席者を制限しております。きょうは、各支所長には出席をしていただいております、間をあけるようにして座っていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、密閉を防ぐために出入り口のドアをあけております。それから、窓も少しあけた状態で委員会を進めていきますので、よろしく願いいたします。

本会議のほうでは30分を目安に休憩を入れておりますが、当委員会も同様に休憩を入れていきたいと思っておりますので、議案の途中になる可能性もありますが、その辺は考慮しながら進めていきたいと思っております。

それから、1つ情報提供がございます。昨日、議長のほうから教えていただいたんですけども、先日の大雨によりまして多賀地区に建設中の大型ソーラーシステムの建設施設のところのり面が崩壊したという情報提供がございました。この件につきましては、これ以上の情報がまだ入ってきておりませんので、情報が入ったらまた皆さんのほうに新しいのが出ていくのかなと思っておりますが、現在のところはそれまでですので、よろしく願いしたいと思います。

では、委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 委員の皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多忙の中、第4回の厚生常任委員会をお開きいただきましてまことにありがとうございます。

本日、御協議、御審査いただく案件でございますけども、6月定例市議会に上程させていただいております各種の議案の案件、それから事業の進捗状況及びその他の案件ということでございます。慎重なる御審査または御協議をいただき、適切なる御決定をいただきたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第35号赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例から議第39号令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの3件でございます。

それではまず、議第35号赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、これか

ら審査を行います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 本件につきましては、本会議場で御説明をさせていただいたとおりではございますが、補足として資料をおつけしておりますので、簡単に担当課長から御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、議第35号赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

具体的な改正内容でございますが、市民課資料1ページ(2)に記載しております。

①労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、労務につくことを予定していた日について支給します。

②傷病手当金の額は、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割り、1日の単価を出します。その3分の2の額に支給対象日数を乗じて算出いたします。支給額には上限があります。

③適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間を予定しておりますが、支給期間は支給を始めた日から起算して最長1年6カ月となっております。

なお、本条例の改正につきましては、厚生労働省により参考例が示されており、これに基づいて行ったものになります。

以上で補足説明を終了します。

○委員長（光成良充君） 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 傷病手当金なんですが、通常でいうと、病気とかけがをして1年6カ月、民間でもとれると思うんですけど、社会保険だったら、企業に勤めてたら、会社とかに勤めてたらそういった適用があると思うんですけど、国保の場合、こういった適用を受ける方というのは大体どういった方が対象になるんでしょうか。

それと、さっき言われた適用期間がことしの1月1日からことしの9月30日となって、実際は1年半まで受けれるわけですね。その辺の整合性というのはどんなんでしょうか。教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 適用期間でございますが、9月30日までの申請を受け付けまして、その期間受けられた方が最長1年6カ月受けることができるということになります。9月30日で終わってしまうのではなく、その期間受けていた人は、引き続き受けられるというものになります。

それから、国保で傷病手当があるかということですが、今回はコロナ対策ということで国のほうが財政支援をしまして、それに対して制度を限定的に整備したのになりますので、ほかのものではございません。

対象になりますのは、給与等の支払いを受けていた人で、その間給与の支払いがない、または減額された方が対象になります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 給与の支払いということは、大体もう働いている方ということなんで、社会保険のほうだと思うんですけど、国民健康保険のほうで対象になる方というのは具体的にどういった方になるのでしょうか。今、大半の方が社会保険になっていると思うんですけど、働いてる方は。アルバイトとか、あの辺はちょっと違うと思うんですけど。

それと、適用期間、これ、要るのかどうかという、ちょっと不思議なんですけど。例えばコロナが完全に終息してしまったらわかるんですけど、まだ東京なんかでも発生してるし、岡山はないんですけど、例えば9月30日以降にもしコロナになった場合に適用されないのかどうか。適用期間が必要なのかどうかというのがわからないんですけど、教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 今回の9月30日までとなっておりますが、これは国のほうが示されているもので、延長される可能性はあります。それにつきましては、規則で制定しておりますので、延長になる場合は規則でまた延長の制定をしたいと思っております。

被用者というのは、アルバイト等で社会保険に入れない方は国民健康保険に入られておりますので、そういう方が対象になります。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいですか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） ありがとうございます。大体そういった方は赤磐でいったらどのくら

いおられるかというのは、想定はされておるのでしょうか。もしわかればということで。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 令和2年3月末時点の数字になりますが、給与収入を幾らか受けられているというもので拾いますと3,359人となっております、国保加入者の36%となっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 期間のことなんですが、厚生労働省のほうは、減免対象の期間は2020年2月1日から21年3月31日というふうな新聞記事もあるんですけど、この辺と赤磐の分はどういうふうにされたんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 今、福木委員の言われたのは保険料の減免の件ですが、それにつきましては、示されているとおり、令和3年3月31日までになっております。

今回、市民課のほうで上程させていただいているのは傷病手当になりますので、また別のものになりまして、9月30日までとさせていただいております。1月1日から9月30日までにさせていただいております。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） はい、わかりました。そうですか。減免と、あと傷病とは違うんだね。はい、わかりました。

それで、9月30日以降も第2波、3波でひょっとしてということになれば、国もそれを考える可能性があるからということで、国が変わったら、また赤磐市もするということですね。

それから、もう1つ、傷病手当金なんですけど、もうこれは国が決まって予算措置されるから、当然各自自治体がこれは対応されにや、もうコロナにかかって病院にもかかれんというような状況になったら大変ですからね。

それで、国保に加入されている実は事業主、この人は傷病手当にならないんですよ。この人は抜いているんですよ。もし、今、コロナの関係で事業も大変ですよ。そういう中で傷病

手当というのは給与をもらってる人だけなんですけど、事業主のほうもこれに入るべきだという要望が結構全国的にあって、全国的には自治体がまだ少ないんですけど、そういう対象者、事業主も含めた条例改正の提案を行っている自治体も何ぼか出てきてるんです。その辺も検討をしていただけないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 事業主へ支援につきましては、こちらの傷病手当ではなく、経済産業省のほうから別途そういう手当てのようなものが出ていると思っておりますので、今回の傷病手当の対象からは外れておりますので、国の財政支援もありませんので、市のほうも対象からは外しております。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 確かに事業主は国の予算はないんです。産業省のそれ、どういう中身で支援があるんですか。それがわかれば教えてください。同じようにコロナにかかって大変になったらいけないんで……。

いいです。また後で教えてください。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） この情報はどういう形で告知をしていこうと思っておりますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 広報で掲載をする予定にしております。今月の広報に載る予定にしております。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 国保の利用者さんですから、できましたら利用者さんへピンポイントで伝わるようなシステムがあったほうがいいのかなど。広報に対する告知度というのは非常に低いので、こういう情報をキャッチできる、これ申告制ですもんね。だから、知らなければ申告しないわけですから、できるだけそこを拾い上げる意味では、国保利用者に対する通知とか、そういうことについて検討をお願いできないでしょうかね。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 今のところは広報、それからホームページ等での告知を考えておりますが、次に国保の保険証を発送するときもあります、それがもう9月以降になりますが、そういうときに一斉に封入させていただくという方法もございます。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 経産省のほうのさまざまな補助金や支援金もそうですけど、利用者がつかめないと利用できないというこの悪循環。本来だったら、利用者にピンポイントで来てでもいいわけです。目的は、そういう人に対して少しでも支援してあげよう。そういう意味ではこれは国の予算でやってるのですから、国の予算でやる上で、市のほうも告知に対して少し予算をつけて、ピンポイントで利用者さんに対して、こういう事業があるのでぜひ御利用くださいという努力はして当然じゃないでしょうか。いかがですか、部長。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 御意見ありがとうございます。いろいろと考えるところがあるとは思っております。情報提供は必ず必要ですので、個別に対応できるか、または今はこれが適正かどうかわかりませんが、例えば医療機関、そういうところにもこういう情報をお出して、そういうところで周知を図っていくとか、何らかの対策は講じれたらとは考えておりますので、もうちょっと検討させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 提案ですけれども、せっかくレディオモモという情報ツールができています。月に何回か市長も御出演されていると聞いております。あらゆる手段を使うという意味では、そういうところでも赤磐市の情報を発信していただいて、少しでも漏れないような対応をしていただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） コロナ関連につきましては、あわせて、そのようなレディオモモとかも使っての、広く告知、啓発をさせていただけたらと思います。

まず、こういう制度もありますが、本来コロナにかかっていたかからないのが一番でございますから、そのあたりの呼びかけも含めて、これはあくまでもコロナにかかった場合の方に対する傷病手当金でございますので、余りそういうところを深く今はまだ想定をしていなかったということもございます。そうならないような関連の事業等も広めていきたいと思っております。

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員、どうぞ。

○委員（松田 勲君） 見落としてたんですけど、済みません。資料のほうで、支給額に上限がありということで、3分の2ですから、67%というて社会保険と一緒に思うんですけど。これ、社会保険にあったかどうか忘れたんですけど、支給額に上限がありということは具体的にわかるんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 1日当たりの支給上限がございまして、これが3万887円というのが1日当たりの限度額になっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

では続きまして、議第36号赤磐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましても、先ほどの国民健康保険と同様に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一環の一連のものでございます。こちらにつきましても、本会議場で御説明をさせていただいたとおりでございますので、補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思ひます。

質疑はありませんか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 後期高齢者なんで75歳以上だと思ひんですけど、実際、赤磐でいった

らどのくらいの方が対象と。こっちのさっき言われたように、これでいうと大体何%ぐらいの方と見込んでいらっしゃるのか、わかれば教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 済みません。後期高齢者については数字を持っておりません。申しわけございません。

○委員（松田 勲君） またわかれば。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第39号令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） こちらの案件につきましても、先ほどの新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、こちらにつきましても予算となっております。補足説明等は本会議場で御説明させていただいたとおりで補足説明はございませんが、関連資料といたしまして資料の2ページのほうに積算根拠等をお示ししておりますので、御確認いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありますか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 赤磐は細心の注意でまだ今出ておりませんが、こういう2人分の計算というのはもう大体、ある程度ほかの自治体もこういうふうなぐらいで予算化されるんですか。それぞれの自治体で違いますよね、出てる状況も。その辺の。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 各自治体で積算の計上予定の補正額はさまざまでございます。何百万円を上げられるところもありますし、赤磐市のような金額のところもあります。赤磐市のはこちらにお示ししておりますが、最低賃金から算出させていただきまして、2名という算出をさせていただいております。今後あれば、補正か流用か、そういう形で

対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、他にございませんようなので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第35号赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例から議第39号令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの3件について採決したいと思います。

まず、議第35号赤磐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第36号赤磐市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第39号令和2年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査の一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては

委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告については委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、その中で委員または執行部から何かありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） それでは、本年度事業の進捗状況、それから情報提供させていただきたいことがございますので、担当課長より御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、続きまして市民課より事業の進捗状況について説明させていただきます。

お手元の資料3ページをお開きください。

通知カードの取り扱い変更についてでございます。

広報5月号に掲載し、お知らせしたところでございますが、マイナンバーカードへの移行促進を目的にデジタル手続法が一部改正されたことによりまして、通知カードが令和2年5月25日をもって廃止されたものでございます。通知カードは平成27年10月以降に住民票を有する全ての住民に対してマイナンバー、個人番号を通知したもので、下に参考としてイメージ図を示しておりますが、紙のカードにマイナンバーと住所、氏名、生年月日、性別が記載されたものでございます。令和2年5月25日時点で皆さんのお手元にある通知カードに記載されている項目に変更がない、または正しく変更手続がとられているものであれば、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用可能でございます。また、マイナンバーカードを既につくられている方については、マイナンバーカードを交付する際に通知カードは回収させていただいております。

今後のマイナンバーを証明する書類といたしましては、①記載事項に変更がない通知カード、②マイナンバー入りの住民票、③マイナンバーカードの3点となります。

続きまして、4ページをお開きください。

(2)後期高齢者医療保険料軽減特例の令和2年度の見直しについて、保険料の軽減特例の見

直しの趣旨は、後期高齢者医療制度発足時に激変緩和措置といたしまして実施されてきた保険料の軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直すもので、昨年度から実施しております。

保険料の均等割の軽減特例の見直しの内容については、表をごらんください。

平成30年度まで8.5割軽減の方は、令和2年度は7.75割軽減になります。その下の9割軽減だった方は7割軽減になります。参考に見直し後の保険料については、本年度の岡山県の均等割額は4万6,600円でございますが、この表の数字は全国平均のものになりまして、7.75割軽減の方は月額560円だったものが880円に、7割軽減の方は750円が1,180円になります。

今回の見直しの周知につきましては、岡山県後期高齢者医療広域連合会が作成しましたリーフレットを被保険者証の更新に合わせて7月中旬に全被保険者に送付する予定にしております。

続きまして、5ページをお開きください。

(3)新型コロナウイルス感染症への支援策として簡単に説明させていただきます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料について、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯は、保険税を全額免除いたします。

②の黒枠に記載しておりますア、イ、ウに全て該当する世帯の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯については、保険税の一部を減額いたします。

一番下に国民年金について記載しておりますが、令和2年5月1日から新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の支払いが困難となった場合は、臨時による特例免除申請手続が始まっています。今月配布します広報にも掲載する予定でございます。

以上で市民課からの説明を終わります。

続きまして、協働推進課から説明させていただきます。

資料6ページをお開きください。

協働推進課の令和2年度の主な事業につきまして御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、規模を縮小したり延期したりしているものがございます。

資料の1番目でございますが、人権の花の贈呈式でございます。5月8日金曜日に城南小学校で例年より時間を短縮して実施しました。小学生を対象といたしました人権の花運動でございまして、花の種とプランターを小学校に贈りました。

次に、人権擁護委員の日の啓発といたしまして、6月1日に市民への周知を図るため、例年の啓発活動までは実施できませんでしたが、公共施設に啓発グッズを置いて啓発活動のかわりにしました。

3番目でございますが、社会を明るくする運動といたしまして毎年7月の強調月間に保護司

会、更生保護女性会など、関係機関と合同で犯罪や非行のない社会を目指すため、啓発活動を行うものでございます。毎年行っている街頭啓発や挨拶運動は今年度は行わず、公共施設窓口での啓発物品の配布を考えております。

5番目の男女共同参画セミナーでございますが、内容にありますように、防災月間の9月にサンサポートオカヤマのボウズ満恵さんに「ママ目線で被災者支援を考える」と題しまして講演いただく予定です。チラシができましたら当委員会でも配付いたしますので、委員の皆様にも御参加いただきたいと思いますと思っております。

次に、人権を考えるつどいでございます。本年度は、12月13日日曜日に赤坂健康管理センターで12月4日から12月10日の人権週間終了後に開催を予定しております。本年度は、外国人の人権をテーマに、ピーター・フランクルさんをお迎えして講演をいただく予定で今のところ考えております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして今後も予定どおりの事業ができるかどうかわかりませんが、感染予防に注意して事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは続きまして、環境課から御説明をいたします。

同じ資料の7ページをお願いします。

まず、赤磐市火葬補助金についてでございます。この補助金につきましては、先般、各委員様宛てお知らせをさせていただいたところでございますが「赤磐市火葬補助金交付要綱」を去る5月20日付で公表いたしました。事業実施対象につきましては、ことし4月1日以降に実施された火葬について適用することとしております。

8ページをお願いします。

本制度の周知用のチラシの内容でございます。赤磐市火葬補助金の対象となりますのは、赤磐市に住民登録されている方が死亡し、火葬を実施した場合でございます。補助額につきましては、大人の方の場合、基準額を2万円と設定しており、この額を超える火葬場使用料を支払った場合に、超える部分について2万5,000円の限度額まで補助をさせていただくものです。

なお、中段あたりに想定されるケースを例示しております。岡山市の東山斎場で大人の方の火葬を実施した場合は、使用料4万5,000円から基準額2万円を控除した2万5,000円が補助金額となります。また、同様に西大寺斎場の場合は、1万5,000円が補助の金額となっております。なお、和気北部衛生施設組合や柵原、吉井、英田火葬場施設組合において管内料金で火葬を実施された場合は、火葬場使用料が基準額2万円を超えないため補助金額はゼロ円となりますので、申請をしていただく必要はございません。

また、補助の申請期間ですが、通常の場合は火葬場使用料を支払った日から6カ月以内とし

まして、令和2年4月1日から公表日の前日5月19日になりますが、こちらまでの間に火葬を実施された場合は11月19日までの期間に行うこととしております。

7ページにお戻りください。

③の周知方法等につきまして、広報あかいわ6月号で制度の概要、それから今月配布になりますが、7月号におきましては、制度の詳細と御案内を掲載する予定としております。

また、ホームページには、制度のお知らせとあわせまして交付要綱、それから様式、記入例等も完備しております、さらに近隣の葬儀事業者さんにもチラシ等を持参し、説明に伺っております。

なお、4月1日から5月19日公表前に火葬を実施された対象者の43件の方につきましては、6月9日付で市より直接該当の場合申請をいただきたいという旨を個別に通知をさせていただいております。

現在の申請状況につきましては、6月10日の時点でございますが、17件の申請を既に受け付けをしております。現在でも順次受け付けを実施しており、昨日現在ではもう42件の申請を受け付けている状況でございます。

それでは、(2)赤磐市災害廃棄物処理計画についてでございます。

パブリックコメント及び廃棄物減量等推進審議会での審議等を経まして、ことし3月に計画を策定いたしました。周知等につきましては、広報あかいわ5月号に記事を掲載しまして、ホームページには概要版、それから本編ともデータをアップしております。

今後は、より多様な想定されるケースに対応できる、また実効性のある計画とするため、より具体的な職員の初動体勢の構築、それから実動訓練の実施なども図ってまいりたいと考えております。

なお、内容につきましては、以前、2月の厚生常任委員会で御説明したものと相違ございませんが、計画の概要版を資料として今回お手元にお配りさせていただいております。委員の皆様にも災害廃棄物処理に関しまして今後とも御理解、御協力をいただきながら、また御意見等がありましたら環境課のほうへお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） その他の事業の進捗状況等についての説明の途中ではございますが、ここで45分まで休憩を入れたと思います。

午前10時38分 休憩

午前10時45分 再開

○委員長（光成良充君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、市民生活部の事業の進捗状況等についての説明がございました。この件につきまして質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 1つ聞かせてください。マイナンバーカードで、今回、1人10万円の分で作られた方がひょっとしてあるんじゃないかなと。その辺で数的なもの、それから普及率、その辺がわかればこの機会に教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 赤磐市で制度が始まってから申請をされている方の総数が、5月31日時点で6,653人でございます。手元に届いている方が5,266人でございます。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 通知カードじゃなくて、マイナンバーカードの普及率の辺。今回、ひょっとしてマイナンバーを作られた方がおられるんじゃないかな。それで、赤磐は多分スムーズにいかれと思うんですけど、岡山市とか大きな自治体は故障して、かえって10万円の交付が物すごく時間がかかったという報道もされてるんでその辺のところをお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 率でいきますと、申請された方の率は15%です。今回の給付金に絡みまして、それからこの廃止になるという広報の案内等を見られた方で5月に申請をされた方が、赤磐市内では571名おられます。他の自治体でもありましたが、集中しまして、東京の大もとのシステムがダウンしたこともありまして、赤磐市でも手続きができない時間があったことは確かでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そしたら、現在の普及率というのは15%というふうにしとけばいいですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） はい。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 先ほどの15%は申請された方の率でございます。手元に届いた方、交付した方は11.9%になります。

以上です。

○委員（福木京子君） はい、わかりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、市民生活部のほうは終わりにいたしまして、それでは保健福祉部のほうから事業進捗状況等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、保健福祉部の関係の事業の進捗状況について各課から順次説明をさせていただきます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 事業の進捗状況について、子育て支援課からです。

保健福祉部資料の1ページをごらんください。

(1)令和2年度保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金についてですが、桜が丘西にある、あすなろ保育園の認定こども園に向けての施設整備に関する交付金の内示がありましたので、概要を報告します。

①施設名はあすなろこども園、所在は赤磐市桜が丘西3丁目14-19です。設置主体名は、社会福祉法人岡山こども協会。

施設の種別ですけれども、幼保連携型認定こども園に向けての施設整備で、交付金の額は4月1日付で保育所等整備交付金が9,846万1,000円、それから認定こども園施設整備交付金が738万1,000円、交付金の合計は1億584万2,000円で4月1日付で内示がありました。

予定工期ですけれども、令和2年9月1日から令和4年2月28日で計画されております。

以上、子育て支援課の報告を終わります。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課からは、熊山診療所の風除室新設工事の入札結果について報告いたします。

一般競争入札を令和2年3月11日に行いました。入札業者は1者でした。予定価格、決定金額はともに499万円でした。落札者は、岡山市中区西川原にあります松野建設株式会社です。履行期限は、契約の日から7月31日までとしております。

現在の進捗状況ですが、建屋が完成し、現在は内装と配線等の作業を進めており、今月中には完成の予定です。

以上、報告を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） (3)の介護保険事業計画（第8期）について御説明したいと思えます。

①計画策定のための調査につきましては、昨年度実施しました。令和元年度において令和3年度を初年度とする「赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、計画期間は令和3年から5年度のもので、策定における基礎資料とするための調査を実施したもので、次のページをごらんいただきますと、調査の実施概要は表にありますように、高齢者ニーズ調査を1月に実施しまして、3,200人を無作為抽出し、回収率は69.93%でした。また、在宅介護実態調査は、約1年間かけ認定調査員に回収してもらうような仕組みで調査を実施しました。440人の対象で、346人を回収し、回収率78.63%でした。

今後の予定は資料にありますとおり、介護保険事業計画策定委員会を開催し、計画について協議を進めていきます。4回を予定し、できるだけ委員会はコロナの対策をしっかりとりながら開催し、御意見をいただきながら進めたいと考えております。

この計画は今年度末には作成します。ある程度まとまりましたら委員会にも御報告していきたいと考えております。初回は今月24日を予定して、現在資料を作成中です。

以上です。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、各課共通なんですけれども3点ございます。

新型コロナウイルス感染症への現在までの対応の状況につきまして、各課のほうから簡単に説明させていただきます。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） では、同じ資料の3ページになります。

コロナ対策の対応についてということで、社会福祉課におきましては、そこに書いておりますが、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業所へのマスク配布を3回にわたり、合計で2,800枚ほど配布しております。

それから、2行目で小中学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービス、日中一時支援事業所への開所時間の延長要請を行いました。これは臨時休校になりましたので、その期間の通常放課後からのところを朝からあけていただくですとか、あと休校扱いですので、平日であっても休日単価でというような手当がなされております。

あと、3行目が、これは5月補正で計上済みでありますけれども、住居確保給付金事業の補正

予算を計上いたしております。

社会福祉課からは以上です。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 続きまして、子育て支援課からですけれども、まず放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）への補助金、こちらは特例措置分になりますけれども、3月に16クラブ、519万699円補助しています。国が新型コロナウイルス感染症防止のため小学校の臨時休業を要請したことにより、放課後児童クラブを午前中から開所して対応したことに対する追加の運営経費、主に人件費を国が10分の10で子ども・子育て支援の交付金で加算した補助金です。

続きまして、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）補助金、これも特例措置分ですけれども、3月分として2人の利用がありました。1万4,780円補助しております。これも小学校の臨時休業に伴い、ファミリー・サポート・センターで一時預かり事業等を利用した場合の利用料の減免分を10分の10で子ども・子育て支援交付金で補助したものです。

それから、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育料等の日割り計算による還付。こちらは、3月分としまして、133人に対して61万990円を還付しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な範囲で家庭保育に努め、保育所等への登園の自粛に協力いただいた方に日割り計算で保育料の還付を行っております。

それから、保育所等、放課後児童クラブに対するマスク、消毒用エタノール等の配布を行っております。

また、放課後児童クラブに対する学校支援員、これは市の教育委員会に所属する学校支援員さんを要請のあった放課後児童クラブへ派遣しております。

それから最後に、子育て世帯への臨時特別給付金の支給。こちらは、5月臨時議会で補正予算を議決したものですけれども、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対しまして、対象児童1人につき1万円を支給するものです。公務員以外の対象世帯へは6月下旬に振り込みを行う予定としております。

以上、子育て支援課からの報告を終わります。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課の対応を御報告いたします。

県が対応しております新型コロナ感染症電話相談がつながりにくい場合の対応として「あかいわ健康・急病相談ダイヤル」による支援体制を整えました。

次に、乳幼児健康診査、検診事業の実施についてですが、3月から延期しておりました母子

保健法に基づく乳幼児健康診査は、5月から検温、体調の確認、手指の消毒とともに3密を避けるよう会場設営に配慮し、感染予防対策をとり、実施しております。

しかし、これまでの延期により生後4カ月に市が集団健診で実施しております乳児健診を既に各自医療機関で実施した方がおられます。その方には、5月臨時議会において可決いただきました補正予算により、1歳までに医療機関で受けることができる受診券を1枚発行させていただきます。

また、がん検診等の検診事業につきましても、同様にしっかり感染予防対策を行い、予定どおり集団及び個別検診を行うこととしております。

次に、物資の支援についてですが、赤磐医師会病院に防護服、防護マスクを、赤磐医師会には当番医に活用していただくマスク、防護服、フェースシールドを支援いたしました。また、赤磐医師会、歯科医師会に次亜塩素酸水の配布をしております。

以上、報告を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 介護保険課は、高齢者支援ということで、特に介護保険関係事業所の運営がストップしないよう、サービス事業者へのサポートを強化しました。マスク不足になり、国が配布を言われてたんですが、なかなか配布に至らないので、その動向を見ながら市内の事業所にマスクの独自配布を進めたほか、消毒薬のかわりの次亜塩素酸水を希望事業所に配布してきました。

また、国の対応を受け、6月末には介護保険料の減免ができるように進めております。

その他、地域包括支援センターで支援している介護予防活動につきまして、百歳体操の世話人さんには感染拡大防止のためにいち早く県や市の方針をお伝えし、集いの自粛やそれにかわる介護予防啓発チラシの配布やステイホームでの介護予防についてのホームページやYouTubeなどのお知らせを進めてまいりました。5月末には、1度世話人さんを集め、再開に向けて動き出すところに向けての予防策など、お知らせと注意喚起をしております。

介護保険課は以上です。

○委員長（光成良充君） ここまでですね。

では、ここまでで何か質問のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

○委員（福木京子君） ちょっといいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 赤磐医師会病院へ支援をされて、ここは発熱外来とか、何かそういう関係、情報を余り詳しくはいけないと思うんですけど、その辺の対応というのはしていただけるんか、どういうふうな状況になっているんでしょうか、現状は。わかれば教えていただきたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 今、委員さんもおっしゃってくださったように、そのあたりの情報はここでお伝えするという事は、申しわけありませんができませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（福木京子君） わかりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） まず、1つ、今の福木さんの質問に答えられないという理由がよくわかんないんで、どうして公表しないのかという理由をまず教えてください。

私の質問を行います。

学童に対して支援を、派遣しますということで、学校支援員ですか、3ページの子育て支援課のところの4つ目ぐらいの星のところですか。これ、実績がどのぐらい派遣があったのか。何日ぐらい、何人派遣があったのかというのがあれば教えてください。

それから、入矢部長は御存じですけど、赤坂に2つ目の学童クラブが立ち上がるという話を聞いておりますが、これについてどういう扱いに今なっているのか、その件についても教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） まず、公表しないことについてですが、県のほうで、その医療機関がしているとなれば患者さんのほうの受診の状況も変わってくるということで公表しないということになっておりますので、御了承をお願いいたします。

○副委員長（原田素代君） はい、次、どうぞ。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 赤坂の新しいクラブの状況というお尋ねだったと思います。こちらについては、うちのほうでも情報をいただきまして園長さんとか関係者の方ともお話をさせていただいておりますが、現状としては承認をしたクラブということにはなっておりません。

今、そういう取り扱いとしては、状況を見ながら今後の……。

方法を検討しています。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 学校支援員の派遣についてですけれども、学校が休業になったのが3月2日から、赤磐市の場合は春休みを挟みますが、5月20日まででした。その間にこちらから教育委員会のほうに派遣要望した延べ人数ですけれども、正確ではないですけれども、大体160名程度支援員さんの派遣を教育委員会にさせていただいております。

以上です。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 放課後児童クラブに学校支援員さんを派遣した人数が160人って、驚異的な、多いんですけど。具体的にはどういう事業ですか、もう一度説明してください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 放課後児童クラブ、赤磐市内、直営を合わせると19になるんですけれども。午前中から開いていくとなると、人員が少ないクラブにおいては、どうしても午前から午後まで一日中勤めるのは時間的にかなり長時間になりますので、午前中だけとか、例えば午後だけとか人員を派遣してもらいたいというクラブからの要望が何クラブからかありましたので、それを教育委員会のほうにお願いして、学校支援員さん、各学校におられるんですけれども、学校が休業中でしたので、クラブのほうへ例えば午前中何時間、午後何時間という形で派遣をさせていただいております。それが、3月2日から5月20日までの間、延べ大体160人に上がったということです。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） この際の人件費は、どちら持ちになるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 教育委員会のほうで負担させていただいております。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） そしたら、頼み得ですよ。頼まない学童クラブは自分たちでやりくりして、人件費使ってシフトを組むわけですけど、教育委員会に頼めば160人延べ来てくれるということは、その分の人件費は教育委員会が受けてくれるということになりますよね。その辺の公平性って、ちょっと。余りに量が多いので。だけど、クラブに対して人件費を

519万円ですか、これみんな同じようにお支払いされてるわけでしょ。だけど、160人、何クラブ、恐らくクラブは偏ってると思うんですけど、それだけ人件費を使わないで済んだクラブもあって、それで同じように補助が出るというのはちょっと違和感があるんですけど、その辺はどのような配慮をされたんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 国の10分の10の補助金につきましては、学校が休みなので、通常ですと学校が終わってから放課後児童クラブは運営するんですけども、学校が休みなので午前中から人員を配置してもらって、その人員の人件費については同じ、もうクラブに負担をかけないように10分の10で補助しております。

学校支援員等の派遣依頼があったクラブにつきましては、人員を確保できないので、そういった運営の難しさの点から相談を受けまして、人員が少ない、確保できないところにおいて学校支援員さんに行ってもらったという形で、各クラブにおきましては、今回の学校休業に対する放課後児童クラブの開所においての人件費というのは、金銭的にはどこにも負担がかからないように補助をしたという考えであります。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 例えば、そういう学校支援員制度、派遣する制度をやりますということで均等に皆さんがお使いになっているんなら当然のことだと思うんですけど、偏ってらっしゃると思うんですよ。頼んでないところももちろんあると思うし。そうすると、160人という人数を考えると、それほどの人件費が浮いたところも同じようにこの519万円を頭割りしたもので払われるというのは、いかがかなと思いますけど、その配慮はしないんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 御質問なんですけれども、要はまずは自分のところで見つけていただくというのが、支援員さんも幾らでもおるわけではないので、お願いをしております。

そちらについては当然お金を交付させていただきますので、クラブに負担かけないようにということでさせていただいたんですが、どうしても人が探せないというところについては人的支援に変えたというようなものでございますので、クラブさんに当然探していただくというのが一番大切なんですけれども、どうしても人が見つけられないというときに人的支援をさせていただいたということで、皆さん、人手困ってませんかというようなお尋ねは全クラブさんにはさせてはいただいております。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） わかるんですよ。だけど、この519万円というのは、均等割にしてるんでしょ。要するに160人分のあるクラブにとってはそれによってどれだけ人件費が浮いたかというのをしんしゃくして分けてるんじゃない。そこの点は私はおかしくないですかというふうに言った。160人という数がとても多いので。延べにしたって。だから、160人分の人件費が浮いたということです。160人が投入されたんじゃなくて、160人掛ける人件費なんですよ。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 説明がてきぱきとしてなくて申しわけありません。

まず、当時の状況から説明させていただきます。

○副委員長（原田素代君） いや、もう状況はわかってるんです。お金の計算の仕方だけ気にしてるんです。

○市長（友實武則君） ですから、状況の中でこうなってきたという御理解をいただきたいということでございまして、ほかの委員さんにも聞いていただきたいと思います。

学校が突然休校になって、お母さん方から子供たちが毎日家にいるということが非常に大きなストレスになってくるということで、学童の放課後児童クラブのほうへこれを運営を続けていただいて、そちらで少しでも解消できないかということでお願いをして、継続をしていただきました。この際には、この継続のための人件費、これについては、市のほうから休校となったことが原因になりますので補填をするということで、クラブのほうに頑張っただけではありません。

しかしながら、通常なら午後から開所をするんですけども、朝からの開所になります。人も回らない、そしてスタッフも疲労がこんぱいしてくるということで何とかならんだろうかということをお願いを受けました。そういったことから、学校が休校しているのだから、学校支援員の方がそういったところへ支援に行くことは可能です。そういったところで、クラブのほうから要請のあったところについては、そういった支援をしていこう、人的支援をしていこうということで、継続を図った次第でございまして。そういったところで、あくまでも選択は各クラブのほうで選択をし、金銭的な支援を受けるか、人的な支援を受けるか、これを選択の上で赤磐市は要請に従って対応したということで、公平性については担保できると思っています。

以上です。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） ということは、160人分の人件費を浮かせたところには、この

519万円はそれを削った金額が補助金としていってるというふうに理解していいんですか。今、市長は人的な支援か、金銭的な支援かを選んでもらったとおっしゃった。てことは、160人分の人件費を浮かせたところは、浮かせた分を差し引いたもので補助金を出してる、そういうふうに聞けますけど、そういう配慮をされたんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 放課後児童クラブへの補助金としての519万円の額ですけれども、これは全て各クラブから今回の学校の休業で人的に増員した部分の実際にかかった人件費を報告していただいて、それを補助金として支払っているという形をとっております。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） そうすると、これは519万円ありきではなくて、各クラブから申告をしていただいた分は519万円になったと。だから、クラブによってたくさん請求するところもあれば、少なく請求するところもある、そういうふうな補助金だと理解したらいいんですか。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） はい、委員がおっしゃられるとおりです。そういった形でお支払いをしております。

○副委員長（原田素代君） 最初からそういうふうに説明していただきたかったです。

○委員長（光成良充君） いや、そういうことのような気がするけどな、俺は。

○委員（岡崎達義君） 最初からそう思うとる。

○副委員長（原田素代君） 最初は、519万円を割ったというふうに理解したんです。

○委員長（光成良充君） では、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、その他について執行部のほうからまだ何かございますでしょうか。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、その他ということで、保健福祉部関係で報告が4件ございます。まず、健康増進課のほうから資料にしたがって順番に説明させていただきます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 資料の4ページをお願いいたします。

佐伯北診療所の診療時間の変更について御説明いたします。

佐伯北診療所は、岡山県僻地医療拠点病院事業を活用し、現在、毎週水曜日、赤磐医師会病院から医師を派遣していただいておりますが、加えまして、7月からは岡山済生会総合病院からも週1回、金曜日に派遣していただくことになりました。それに伴い、金曜日の診療時間の変更をさせていただきます。

午前は9時から11時、午後は2時から4時です。内科医師に担当していただきます。

以上、健康増進課から報告いたしました。

○委員長（光成良充君） 続きまして、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） (2)の事故報告について御説明させていただきたいと思っております。

吉井地域内の国道484号と国道374号が交わる交差点において、赤信号でとまっている前方のトラックに追突してしまったというような事故を起こしてしまいました。このときの状況は、公用車を運転した職員は赤信号なのでブレーキを踏み込みとまろうとしましたが、路面が雨でぬれていたことでわだちにたまった水でタイヤがスリップし、停止し切れなかったためにトラックに追突してしまったものです。詳細は、①から④のほうをごらんいただきたいと思っております。

現在の状況ですが、赤磐市の公用車は既に修理を済ませ、介護保険業務で使用しております。また、相手の車も修理でき、示談も調い、支払い等の手続を現在進めているところでございます。先日、報告をそのように受けたところです。9月議会のほうでは、詳細な御報告ができると思っておりますので、よろしく申し上げます。

このようなことがあり、事故を起こした本人はもちろんのこと、課全体で交通安全に今まで以上に注意するように指導しております。公務員としての自覚を持ち、無理な運転は絶対しないようにと班長、課長がたびたび声をかけるようにしております。このたびは本当に御心配をかけ、申しわけございませんでした。

事故報告は以上です。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、私のほうから2点報告をさせていただきます。

まず、あかいわハートフル太陽の施設管理についてでございますが、ハートフル太陽につきましては、オープンから1年を経過し、各部門とも順調な運営となっております。昨年度は、建設に携わった健康増進課のほうにおいて稼働しておりましたけれども、今年度から施設管理の所管を社会福祉課で行うこととさせていただきたいと思っております。ただし、この施設

は、小規模多機能居宅介護、また障害者グループホームサービスつきの高齢者住宅等の複合型機能を持つ施設ということでございますので、各事業の運営につきましては、それぞれの各所管部署がしっかりと連携いたしまして、指定管理者と協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう1点でございます。

この6月12日に国の第2次補正予算が可決されました。これに伴い、市が実施すべき保健福祉部関連の事業について御報告をさせていただきます。なお、資料はございませんので、済みません。

1つ目が、まずひとり親世帯臨時特別給付金、こちら、対象は、児童扶養手当の受給者や感染症の影響で受給者と同じような水準になった方などになります。給付額は、1人目が5万円、2人目のほうが3万円の追加。また、児童扶養手当の受給者の方が減収した場合は、さらに5万円が上乘せされるという制度でございます。国庫補助が10割で、国のほうは8月からの支給を目指すとしておりまして、現在、制度の詳細を確認をしているところです。

それから、2つ目が、児童福祉施設等への財政支援、これは公立、私立の保育園やこども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等の子育て施設に対して感染予防対策経費を助成する制度です。また、乳児家庭訪問事業の衛生用品の購入等にも活用できるということでございます。マスクや消毒液などの感染防止物資は入手しにくい状況が続き、市としても備蓄品や国からの支援物資を配布するなどの支援を続けてまいりましたが、現在は少しずつ流通が回復し、国の補正予算で財源も確保されたことから、この事業に取り組みたいと考えているところです。どちらも国庫補助が10割で、1施設当たり、保育所等は100万円まで、またその他の施設は50万円までというようなことでございますので、そういう計画をさせていただきたいと思っております。

また最後に、市の乳児健診等、先ほどもお話がございましたけれども、乳児健診等について3密を避けるために個別健診とした場合の財政支援です。こちらについては、前回の臨時会でお願ひした事業で単市での対応を想定しておりましたが、今回の国の補正予算で補助率2分の1の財政措置がなされるというものでございます。

3点申しましたが、特に最初のひとり親世帯臨時特別交付金と児童福祉施設等への財政支援、この2つの事業については早期の予算計上が必要となると考えられるものでございます。現在、追加上程という形で調整をさせていただいているところです。各制度の詳細についてもしっかり確認をしまっているところでございますので、本日は口頭の説明のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

このその他の件につきまして、御質問が。

福木委員。

○委員（福木京子君） 最後の件ですが、口頭だけじゃいけないんで、文書で後からでもいただきたいのと、これが最終日に出てくるということですか。早期予算なんで、追加上程ということは最終日に出てきて、6月議会でということになるんですね。その場合に、委員会も開くのか。そのままなのか。

○委員長（光成良充君） 机の上に議運のあれが出てると思うんですが、その件で。

他にございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） さっきの事故の件なんですけど、詳細は9月議会ということで。お聞きしたいのが、された方、トラックの方も含めて、けがはなかったのかどうか。トラックに追突というたら結構な衝撃があったと思うんですけど、その辺は大丈夫だったんでしょうか。

それと、あとタイヤがスリップということで、基本的にはそういった整備の確認とかというのは大体されてるんでしょうか。そこだけお聞きします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 人身のほうは、運転手のほうも相手の方も何ともありませんでした。こちらのほうも、とまろうと思ってブレーキをかけてたのでスピードは出なかったんですが、道路のわだちですかね、ちょっとへっこんだようなところに水がたまって、そのまま滑ってしまったというような感じで、スピードも出てない軽い追突というような状況で、バンパー等が少しへこんでしまったというような状況でございます。

それから、点検のほうは定期的に点検をしております。申しわけございませんでした。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 今回のコロナの関係で生活がもう一転する人がふえてきてるんです。それで生活が厳しくなって、社協の小口資金とかいろいろと利用もされてる方も相当ふえてきてるんですが、1つ、生活保護の関係で結構審査が、今までは大変だったけど、これはもうスピード感を持って生活保護の申請なんかしないといけないと思うんです。それで、これも国会で審議をされた状況があるんですけど、厚労省のほうも運用については柔軟な対応をということで安倍さんも答えられておりますので。読んでみますと、通達が来てると思います、厚労省の。申請相談では生活保護の要否、判定に直接必要な情報のみを聞いた上で速やかな保護決定を行う、就労への意欲などは確認しなくてもよい、自動車の保有については柔軟な対応をとる、こういうふうに住生活保護の柔軟な運用を求めているわけです。これ、国会で議論され、安倍総理もそういうふうに言われてるんで、その辺の通達が来てると思いますので、その辺は柔軟

な対応をお願いしたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁はできますか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） そういう相談がありました場合には、そういう通達を踏まえてしっかり対応していきたいと思います。

現状では、まだ赤磐市のほうでは、コロナの影響でという形での生活保護の相談等は適用は実績がないのが現状です。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

その他ございませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、もうないようですので、以上をもちまして第4回の厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、前田副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は大変お忙しい中、第4回の厚生常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。こちらのほうから上程させていただいております予定の3議案につきましても御審査をいただき、可決をいただきましてありがとうございます。

現在、コロナ禍の中ということで、非常に大変な状況がこれからも気を許せないと思います。いろんな御意見等もいただきましたが、市のほうも情報の収集に努めまして、迅速な対応に努めてまいりたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。皆様方には本日長時間にわたり大変お疲れさまでした。

これで本日の委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時29分 閉会